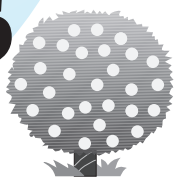


# 死亡した牛の届け出が義務化されました

## 死亡獣畜は適正に処理しましょう



平成十四年七月四日にBSE対策特別措置法と関係法令の改正が施行され、死亡牛の届け出などが義務化されました。

### 死亡した牛の届出と検査

二十四か月齢以上の死亡牛を検案した獣医師（獣医師がいないう場合は死体の所有者）は、その地域を管轄している家畜保健衛生所に届けることが義務づけられました。

また、平成十五年四月一日から、二十四か月齢以上の死亡牛は、原則として、家畜伝染病予防法に基づくBSE検査を受けることとなります。

一 死亡獣畜を取り扱う左記の施設などを利用して、適正に処理してください。

### ●県内関係施設一覧

死亡獣畜取扱場	所在地	電話番号
大隅家畜処理センター	曾於郡大崎町	0994-76-2613
(有)春口家畜処理場	鹿屋市	0994-46-2846
(有)溝辺油脂	始良郡溝辺町	0994-59-3168
(有)鹿児島油脂工業	日置郡伊集院町	099-273-2145
(有)鹿児島ペットフーズ	日置郡伊集院町	099-273-1507
ファミリー(有)	阿久根市	0996-73-4652

二 やむを得ず、死亡獣畜の受け入れ先が確保できない場合は、志布志保健所に死亡獣畜特別処理許可を申請し、保健所の指示に従い、適切に埋却してください。

#### 【埋却する深さ】

牛・馬：二・五メートル以上  
豚・やぎ・めん羊……………：一・五メートル以上

#### 【表面の盛土】

三十センチ以上

#### 【標識】

埋却現場にその旨を表示すること

#### 【発掘の禁止】

埋却後一年間は発掘しないこと

三 『家畜伝染病予防法』に基づく法定伝染病などの患畜等の処理については、家畜保健衛生所へ連絡し、家畜防疫員の指示に従ってください。

#### 《問い合わせ先》

##### ・志布志保健所

志布志町志布志二丁目一―一  
☎ 〇九九四―七二一―〇二一

##### ・曾於家畜保健衛生所

松山町新橋二―一―七  
☎ 〇九九四―八七二―三五一

##### ・大崎町役場畜産課

☎ 七六一―一一一  
(内線一五二)

## 在宅介護支援センターのご案内



### 在宅介護支援センターとは？

在宅介護支援センターは、大崎町から委託を受けて、在宅のねたきりの高齢者やその家族などに対して、二十四時間体制で在宅介護に関する総合的な相談に応じています。また、その在宅のねたきり高齢者がニーズに対応した各種の保健福祉サービスを受けられるよう、関係機関との連絡調整（申請手続きの代行）などを行っています。

さらに、六十五歳以上の方の家を訪問して調査を行い、介護予防にも努めています。

相談などは無料です。  
連絡先及び担当は次のとおりです。

### 大崎町在宅介護支援センター

所在地 菱田三〇六三  
(回生園内)  
電話 七七〇三七二  
FAX 七七一五〇五  
担当地区 大崎中学校区・  
菱田中学校区



山田 隆文

所在地 野方四〇四七三  
(サンセリテのがた内)  
電話 七一一〇〇六六  
FAX 七八三三〇一  
担当地区 大崎第一中学校区



竹元 康博